

警察庁組織令の一部を改正する政令案参照条文

警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）（抄）

（警備局の所掌事務）

第二十四条 警備局においては、警察庁の所掌事務に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 警備警察に関すること。
  - 二 警衛に関すること。
  - 三 警護に関すること。
  - 四 警備実施に関すること。
  - 五 第七十一条の緊急事態に対処するための計画及びその実施に関すること。
- 2 外事情報部においては、前項第一号に掲げる事務のうち外国人又はその活動の本拠が外国に在る日本人に係るものをつかさどる。  
（課の設置等）
- 第二十六条 警察庁の課（室その他課に準ずるものを含む。）の設置及び所掌事務の範囲は、政令で定める。
- 2 警察庁の課に、課長（室にあつては、室長）を置く。
- 3 警察庁の長官官房、局又は部に、その所掌事務の一部を総括整理する職を置くとき、又は課（課に準ずる室を含む。）の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くとときは、これらの設置、職務及び定数は、政令で定める。